

重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恵和福祉会
代表者名	理事長 西澤 寛俊
所在地・連絡先	(住所)〒092-0030 網走郡美幌町字稲美105番地の7 (電話)0152-73-1215 (FAX)0152-73-1217

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	すろーらいふ美幌 デイサービス
所在地・連絡先	(住所)〒092-0005 網走郡美幌町字野崎11番地の1 (電話) 0152-73-5212 (FAX) 0152-73-5214
事業所番号	0195200027
管理者の氏名	太田 和幸
利用定員	1日12名

(2) 職員の体制

職	職務の内容	人員数
管理者	1 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。 2 当該事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。	常勤1名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ通所介護計画を交付します。 4 実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。	常勤1名以上
介護従業者	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常勤2名以上
機能訓練指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	非常勤1名

(3) 事業の実施地域

実施地域	美幌町全域
------	-------

(4) 営業日

営業日	営業時間
月～金曜日(祝日含む) (12月30日～1月3日休業)	営業時間 8:30～17:00 サービス提供時間 8:45～16:00(7時間以上8時間未満) 但し、時間延長対応も相談可能

3 サービスの内容及び費用

(1) サービス内容

種	類	内 容
利用者居宅への送迎		事業所が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴又はシャワー浴、洗髪などを行います。入浴サービスの利用は任意です。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	機能訓練指導員による機能訓練	利用者の能力に応じて、専門的知識に基づき、身体機能の低下を防止する訓練を行います。
	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等を提供します。

(2) 費用

原則として利用料金表(別紙1)は、利用者の負担割合により料金は異なります。

- ① 料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は利用料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(3) 介護保険給付対象外サービス

- ① 食費 事業所が食事を準備した方は、実費をいただきます。
- ② 入浴用品代 入浴に使用する物品は選択により実費をいただきます。
- ③ その他の費用

サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

(4) 利用料等のお支払方法

利用料等につきましては、当該月の利用料分を末日で締め、翌月の15日前後に請求書を送付いたしますので、送付月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ① ゆうちょ銀行口座からの自動引き落とし
- ② 指定口座への振り込み 振込先:網走信用金庫 美幌支店 普通 0380563

社会福祉法人 恵和福祉会 理事長 西澤 寛俊

4 事業の目的及び運営方針

(1) 事業目的

本事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 事業の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
事業の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 事業所は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ④ 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域住民との連携に努めるものとする。
- ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑥ 事業所は、サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- ⑦ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

5 サービス内容に関する苦情相談窓口

当事業所苦情相談窓口	担当者 菅原 卓治 受付 平日8:30~17:00 電話(0152)73-5212
美幌町保健福祉課高齢介護グループ	網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地1 電話(0152)77-6543
北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 電話(011)231-5161
苦情を受け付けた場合は、担当者が事実関係を確認し、その結果並びに改善方法等について、検討後に報告します。	

6 サービスの第三者評価の実施状況について

当該サービスで提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無し
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関の名称】	

【評価結果の開示状況】

7 非常災害時の対策

- (1) 事業所に災害対策に関して防火管理者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期:(毎年2回 2月・8月)

8 衛生管理等

- (1) 衛生管理について
利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 感染症対策マニュアル
ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業員に周知徹底しています。また、従業員への衛生管理に関する研修を定期的に行っています。
- (3) 他関係機関との連携について
事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

9 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を設置しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10 身体的拘束

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身

体拘束を解きます。

11 地域との連携

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 当該サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民、地域包括支援センターの職員、当該サービスに知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

12 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13 感染症予防及び感染拡大防止等の対応

事業の実施地域及び周辺地域の状況等を踏まえて、以下の対応を行う場合があります。この際には、事前連絡にてお知らせします。

- (1) サービス提供時間の短縮・変更
- (2) サービス提供の中止（休業）
- (3) 感染症に伴う症状、また同居者等に同様の症状とのある場合の利用中止

14 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (2) 建物及び敷地内は全面禁煙のため喫煙はご遠慮ください。
- (3) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (4) 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

別紙1

利用料金表

1 介護保険

令和6年6月1日現在

	要介護度・加算	1割	2割	3割
基本利用料 7時間以上 8時間未満 (1日)	要支援 1	861 円	1,722 円	2,583 円
	要支援 2	961 円	1,922 円	2,883 円
	要介護 1	994 円	1,988 円	2,982 円
	要介護 2	1,102 円	2,204 円	3,306 円
	要介護 3	1,210 円	2,420 円	3,630 円
	要介護 4	1,319 円	2,638 円	3,957 円
	要介護 5	1,427 円	2,854 円	4,281 円
6時間以上 7時間未満 (1日)	要支援 1	760 円	1,520 円	2,280 円
	要支援 2	851 円	1,702 円	2,553 円
	要介護 1	880 円	1,760 円	2,640 円
	要介護 2	974 円	1,948 円	2,922 円
	要介護 3	1,066 円	2,132 円	3,198 円
	要介護 4	1,161 円	2,322 円	3,483 円
	要介護 5	1,256 円	2,512 円	3,768 円
加算(1日・1回)	サービス提供体制強化加算 I	22 円	44 円	66 円
	入浴介助加算 I	40 円	80 円	120 円
	若年性認知症利用者受入加算	60 円	120 円	180 円
加算(6ヵ月1回)	口腔・栄養スクリーニング加算 I	20 円	40 円	60 円
加算(3ヵ月1回)	生活機能向上連携加算 I	100 円	200 円	300 円
加算(1ヵ月)	生活機能向上連携加算 II	200 円	400 円	600 円
	科学的介護推進体制加算	40 円	80 円	120 円
	介護職員等処遇改善加算 I	介護保険適用金額×18.1%		

2 保険外

食費	昼食 440 円 ・ 夕食 500 円 (食材料、食事提供にかかる費用)
入浴物品	1回 150 円(選択により、シャンプー・ボディソープ・タオル類を使用した時の費用)